

<h1>広報おんが</h1>	昭和56年
	12月25日発行
	第281号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場 編集 庶務課 庶務係 印刷 冷牟田印刷合資会社



苦しさを乗り越えて

12月10日 島門小学校駅伝大会

1年女子 600m から6年男子 2,000m まで、各学年・性別に距離を変え、12人が一体となって4チームで競いました。

「辛さ、苦しさを乗り越えた児童の顔からは、満足感がうかがえました。」

人のうごき

(11月の住民基
本台帳から)

人口	14,998 人 (+ 32)
男	7,234 人 (+ 9)
女	7,764 人 (+ 23)
世帯数	4,142 戸 (+ 11)
転入	95
転出	75
出生	18
死亡	6

()内は前月比

* 1月の税金 *

町県民税 4期分

納期限 1月25日(月)まで

国民健康保険税 4期分

納期限 2月1日(月)まで

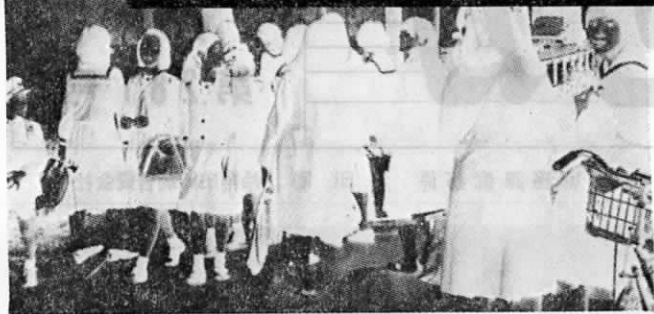
みなさんの 税金で 明るく 住みよい 町づくり

町民みんなの暖かい心と勇気で非行の芽をつみとろう

冬休みを迎えて

特集

少年の非行を考える



遠賀町の実態 昭和56年1月～10月までに

3人検挙、108人が補導される

昭和55年中は17人検挙、113人が補導

刑法犯少年3人、不良行為少年108人——これは今年1月から10月までにおける遠賀町内の非行少年の検挙と補導された人数です。

昭和55年と比べてみると、青少年育成町民会議の活動などで数の上では減少しており、よい結果にみえますが、その反面、低年齢化と悪質化の傾向が目立ちます。

どれも、事件を起こした少年が当然悪いのですが、その少年の家庭にも大きな原因があるようです。

ここに、今年起きた青少年の犯罪実例を掲載します。この実例を「よその家のことだから……」や「うちの子に限っては……」と思われる前に、今の青少年にはこのような犯罪を起こす要素があるということを理解していただきたいと思えます。

以前から町民のみなさんには、「よその町は悪いが

遠賀町の子はおとなしい」とか、「いなか育ちで素直な子が多い」という考えがあるようですが、今、教師の話しを聞いてもそれは数年前とか一昔前のことという回答がかえってきません。遠賀町の発展と共に、非行も増加かつ悪質化の傾向にあることを知っていたら、次代を担う子供達を非行に走らせるのは、親は当然ですが、地域のわたしたちにも責任があることを認識しなければなりません。

また、犯罪を起こした青少年が更生し、社会に出た場合は、地域で温かく迎えてあげるといふことも大切なことです。

気のゆるみがちな冬休を迎えて、ここに掲載されているような犯罪が増え続けていくことが予想される今一度、青少年の健全育成について、家庭で、地域で考えてみてはどうでしょうか。

犯罪実例(折尾署管内)は、折尾署から広報資料として提供してもらいました。

①は犯罪内容、②は犯罪への動機または犯罪までの経過、③は犯罪後どうなったか、④は家庭の状況の順で、実例を紹介しています。

実例 シンナー乱用

①少年C(十八歳)暴走族グループに加盟し、シンナー乱用の常習者である。Cは、著しく、自己の徳性を害する行為を重ねていた。五十六年五月十六日午前四時ごろ、Cは、水巻町にある電機工場

の東側路上に止めた普通乗用車の車内にて、シンナーをみだりに吸い入っていた。

②Cは、私立高校一年生として在学中から、喫煙、シンナー乱用、深夜はいかないなどの不良交友を重ねること二十回余り、窃盗非行歴一回、シンナー一回の非行歴があった。Cは、友人と共に、山の中でシンナー乱用を始めたことから病み付きになったもので、高校一年の六月ごろからすでに百回ぐらい乱用しているが、母親の放任監護がこの結果を生んだと判断される。③父は母と離別し、母子家庭で、Cは母の正当な監護に従わない性癖があったことから、仕事も二回替り、永続させずいた。五月十六日早朝、警察としては、Cを現行犯逮捕し、翌日、小倉家庭裁判所に身柄と共に送致、即時、

小倉少年鑑別所に收容され審判を受けたが、釈放されることもなく、そのまま、中等少年院に送致、收容されてきょうせい教育中である。④実母(四十七歳・無職)とCだけの二人暮らしの家庭で、父親(四十五歳)は、土建業をしていたが、最近離別、現在残された母は、寂しくCの立ち直ることを夢見て、そのみを生きがいにしている現状で、哀れである。

実例 校内暴力

①被疑者E子(十七歳)ら七人は、高校三年生であり、五十五年十月ごろから、次第に勢力を張り、行動していたため、同校の生徒らから「番長グループ」と呼称され、恐れこわがられていた。五十六年五月二十六日午後一時ごろ、校内食堂において、同校二年生F子(十六歳)を見かけるや、かねてF子が番長グループの悪口を言ったことにつき詰問するため呼びつけ、正直に答えなければ身体に危害を加えかねない氣勢を示して脅迫し、テーブルの上にあったプラスチック製の湯呑み、紙コップを投げ付け、胸倉を引っ張り、右ひじで左腹部を強く突くなどの暴行、脅迫を数人と共同して行った。そのほか、校内一回、裏門に通じる農道上において一回暴行、脅迫を加えている。

不良行為町別状況

昭和56年1月~10月

行為	飲酒	喫煙	薬物乱用	深夜徘徊	家出	無断外泊	性交遊 不純異	不良交友	怠学	怠業	不健全 娯楽	けんか 乱暴	暴走 行為	その他	計
遠賀	5	74 78	5 1	13 12		3	2 1	1 4	6 1		4 2	2 2	2 2	1 1	108 113
水巻	1	63	9	36	1	3		10	4		1		8		136
芦屋	9	109	25	76	4		25	6	14		13		3	9	293
岡垣		57	5	54				3	7	1	8		3		138

刑法犯少年町別状況

昭和56年1月~10月

罪種	強姦	暴行	傷害	恐喝	窃盗	横領 遺失物	その他	計
遠賀	1(1)				1 13(1)	4	1	3 17
水巻	1				27 13	4 (1)		32
芦屋		3	1		39 10			43
岡垣			1	3	58 46			62

() は触法少年の内数

②同高校の非行グループは、二年生のころから頭角を現わし、かねてから、小さな暴行、脅迫を行っていた。今回は、特に番長グループ七人が共同して、二年生を校内で暴行、脅迫を加えた事件で、被害者F子が学校側の措置では納得せず、一一〇番通報したもので、三年生の非行グループが、二年生の非行グループに、その番長の地位を守るため、犯行を決行したものである。

③事件発覚後、警察が捜査を開始し、関係者三十数人を事情聴取り、学校側とE子の親などに厳重

に注意、訓戒を与えたことにより、その後、何ら問題は発生していない。なお、番長グループ七人については、暴力行為事件として、家庭裁判所に書類送致済み。

④非行グループの家庭は、特に問題があるところはないが、全般的に両親の監護は、放任的なところが見受けられた。今回の事件をきっかけに、家庭でも、その非行を十分反省している。

データ

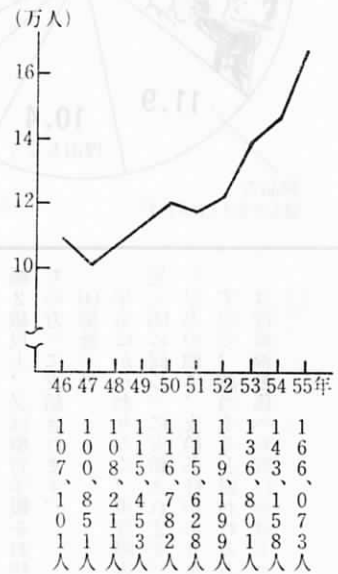
昭和55年の校内暴力事件は全国で1、555件発生。前年に比べ350件、29%増加。教師に対する暴力事件の94%が中学校で発生している。

実例 不純異性交遊

(性犯罪)

①五十六年五月二十四日午後八時三十分ごろ、八幡西区の路上において、被疑者G(十四歳)、H(十五歳)、I(十四歳)の三人は、顔見知りのJ子(十五歳)を認め、同女を強かんしようとする謀し、「ちよっと遊びに行こう」と偽って、同女を神社裏まで連れて行き、同日午後十時ごろ、同場所において三人共同して同女を強かんしたものである。

最近10年間の刑法犯少年(14歳以上20歳未満)の推移



校内暴力で警察に補導された少年について、保護者がふだんどういうしつけをしているかをみると、最も多いのが放任で約7割、次いで、でき愛が約1割となっています。

このことから、親子の会話がなく、子供の好き勝手にさせていた

②被疑者らは、窃盗、暴力行為、遺失物横領などの非行歴があり、中学校不良グループの中心的存在で怠学、喫煙などを常習し、性格は、粗暴性を帯びている。今回の事犯についても、中学生の性非行グループに誘い込まれたため、グループ員三人で共謀し、女子中学生を山中に連れ込んで犯したもので、これ以外にも、被疑者らが性交した中学生は、相当数あるとともに、その中学生をグループ員にあつせんし、淫(いん)行させるなど、暴力団員が自己組織拡大および堅持する行為と全くかわらず、

り、また、親が子供を甘やかしてきている——といった親の養育度があががわれます。このような家庭では、悪い行為にはそれ相応の罰を与えるという基本的なしつけが徹底しておらず、保護者自身もしつけの大切さを十分理解していない場合が多いのです。

それら女子中学生も非はあるものの、被疑者らの行為は、同校通学中の善良な生徒、父母に不安を与えることこの上ない。

③被疑者二人は、初等少年院に送致。一人は保護観察処分中である。

④Gの場合……家庭は両親健在であるが、全くこのような被疑者の監護方法は知らず、盲愛するのみで、本件を取り扱った当署または学校当局に対して抗議するなど言語道断であり、その被疑者は非は全く認めておらない。Hの場合

(4ページに続く)

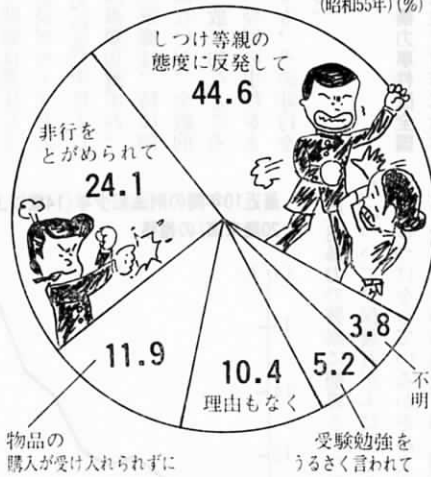
家庭のしつけからみた
家庭内暴力の背景 (1,025件)

両親の養育態度(昭和55年)
(%)

母親	態度別	父親
17.7	過保護	10.1
23.1	過干渉	5.8
12.0	でき愛	5.6
19.6	放任	38.6
15.7	普通	18.7
1.6	厳格	8.9
5.5	拒否	5.7
1.0	その他	4.5
3.8	不明	2.1

家庭内暴力の原因、動機別状況

(昭和55年)(%)



合……家庭は両親健在であるもの
の実父は全くその監護に手を差し
伸べず、放任しており、実母は
盲愛するのみで、被疑者の監護は
全く無理な状態である。Iの場合
……家庭は実父と継母のため、被
疑者はその継母の監護に従わず、
反抗的な態度に出、現在のままで
は、事後の健全育成は無理と思わ
れる。

実例 家庭内暴力

① 高校生 D は、五十六年七月四
日、自宅において、突然に暴れ出
して、両親に殴る、けるの乱暴を
働き、挙げ句には、家具などを破
壊するなどした。

② D は、昨年、県立高校受験に失
敗し、私立高校に通学していた。
そのころから、粗暴性が表れ出
し、今年の三月ごろから、粗暴性

がひどくなり出し、試験前後に
は、特にひどく、両親への乱暴も
激しさを増すばかりで、七月四日
午前七時三十分ごろから両親に乱
暴を始めたものである。

③ 事件受理後、少年係において、
D と面接をし、動機などを聴取す
るも、事実を申し立てなかった。
両親の話などから、過保護の監
護態度や、県立高校受験失敗など
が原因していると見られる。ま
た、母親の子供への世話のやり過
ぎ、口やかましさも原因している
と見られる。面接後、D は一応落
ち着いているが、二週間に一度ぐ
らいは、以前の程ではないが家具
をけ飛ばしたり、料理を投げたり
の乱暴をしている。

④ 両親は健在で、父は会社員、母
は家庭を守る平均的な家庭であつ
た。しかし、D の暴力行為によ

り、いまや家庭崩壊の危機に直面
している。今後の指導として、両
親の D に対する態度、姿勢につい
て厳しさを求めるも、行動が伴わ
ず、D としても今後環境が整備さ
れない限り、暴力行為が収まるこ
とは望み得ないことで、両親と D
を切り離し、別個に反省をする機
会を与えなければ、必ずや家庭崩
壊、少年非行化、さらに、凶悪犯
罪による社会への悪影響が考えら
れる現状である。

データ

昭和55年の家庭内暴力事件は全
国で1,025件発生。男子が88
%と圧倒的に多い。また、中学生
が全体の35%を占めているのが目
立つ。

家庭で、家族などに暴力を振る
う少年は、学校の成績も比較的よ
く、家庭から一歩出ると、いい子
で通っている場合が多い。しか
しその性格は内向的で神経質なこ
とが目立ちます。

このような少年が、家庭や社会
にうまく適応できないで緊張や不
安が高じ、いら立って暴力を振る
場合が多いようです。

一方、親の子供に対するしつ
け、つまり養育態度で目立つの
は、父親の場合が放任や過保護、
母親は干渉のしすぎと過保護で
す。このような親の態度が、家庭
内暴力の一つの原因になっている
と言えます。

各種手当の法改正

法律改正により、次の諸手当が
外国人登録の方に適用されること
になりましたのでお知らせしま
す。

▽適用開始期日

昭和57年1月1日から

▽対象手当と内容

(1) 児童手当

18才未満の児童を3人以上(内
1人は義務教育終了前であるこ
と)養育している方に支給されま
す。

(2) 児童扶養手当

次に該当する18才未満の児童の
母、又は養育者に支給されます。

① 父母が婚姻を解消した児童

② 父が死亡した児童

③ 父が重度障害者(身障手帳2
級以上)である児童

④ 父が生死不明の児童

(3) 特別児童扶養手当

20才未満の重度障害者(身障手
帳2級以上、又は療育手帳をお持ち
の方)に支給されます。

(4) 福祉手当

年令にかかわらずなく、重度障害
児(3)に同じ)に支給されます。
▽以上の他に、支給条件がありま
すので、該当すると思われる方
は役場福祉係へお問い合わせ下さ
い。

見本を見てコートを買ったが、届いた品物は見本と違う。返品したいが……

暮らしの中の法律相談

先日、A 商店でオーバークートの見本を見せられ、気に入ったので買うことにしました。品物は一週間後に郵送するといわれ、楽しみにしていたのですが、届いたコートは、色や柄は同じでも材質がまるで違う粗悪品。品質表示も、見本はウール一〇〇%だったのに、現物は化繊の入った混紡もの表示です。すでに代金は支払い済みなのですが、買うのをやめることはできるのでしょうか？

〈答〉

ご質問のケースのよう行われる売買を「見本売買」といいます。

この見本売買は、見本によって商品の性質・性能を保証する売買契約です。したがって、店頭などで見せられた見本と、実際に引き渡された品物が違う場合は、売主は債務不履行の責任を負うこととなります。

債務不履行とは、債務者（この場合は売主）が、正当な理由

がないのに債務（特定の人に対し、金銭を払ったり物を渡したりする法律上の義務）の本旨に従った履行をしないこと——「約束違反」のことです。債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、その損害の賠償を請求することができます。また、相当の期間

債務不履行 その①

不完全履行

見本と同じものに交換してもらおうか契約を解除することができます

を定めてその履行を催告して契約の解除をすることもできます。

債務不履行には、定められた期限内に履行されない場合（履行遅滞）、履行できなくなった場合（履行不能）、履行したが不完全な場合（不完全履行）の三つのケースがありますが、ご質問の内容は不完全履行に当たります。

一般的に、見本と品物とが違っているかどうかの判断は、買主の主観だけで決められるものではなく、その契約や取引の

目的・慣行などによって決められます。ただ、ご質問の場合は、品質表示の面でも明らかに見本との差異が見られることから、売主は債務の本旨に従った履行をしたとはいえません。

つまり、あなたは売主側の債務不履行を理由に、材質も見本と同様のものに交換してもらおうか、契約を解除し代金を返してもら

らうことができます。また、最近では、商品が記載されているカタログやパンフレット、新聞広告などで品物を選ばい

わゆる「カタログ販売」が盛んに行われています。この場合も、カタログなどに書かれている事柄と、実際に届いた品物の内容が違っているときは、見本

もらうことができます。また、最近では、商品が記載されているカタログやパンフレット



人事異動

12月1日付で役場職員員の異動を行いましたのでお知らせいたします。()内は旧所属です。

税務課長 副田末広 (同和对策室長)

同和对策室長 泉原敏行 (同和对策室長)

おんが短歌会詠草

河中靖喜先生選

雑詠

海に沿う道路の店は乾く音聞こゆるごとく魚干しおり

井口 絹子

穂すすきの揺れてなびける野の彼方杉の林に大き日の没る

大場 房江

通じえぬ思いを胸に草の穂を抜きては捨つる帰る途みち

白石 敏子

川口より吹き来る風に水皺たち映えし城山水面に揺れる

重広 勝

思い出の街は変れど変らざる橋の欄干手を触れてみる

高崎 佳子

表1 地区別受診率

区分 区域	対象者数 (人)	受診者数 (人)	職業別受診者数(人)					受診率 (%)
			主婦	農業	自営業	給与所得者	その他	
島津	36	19	6	9	0	2	2	52.78
若松	126	55	19	19	7	6	4	43.65
鬼津	196	93	31	47	5	4	6	47.45
尾崎	179	90	39	32	5	12	2	50.28
別府丸 千代	461	180	89	37	9	38	7	39.04
今古賀	144	80	45	15	5	14	1	55.56
上別府	227	144	74	39	3	18	10	63.44
若葉台	24	4	3	0	0	1	0	16.7
虫生津	259	131	76	21	1	18	15	50.58
浅木	250	143	61	28	6	22	26	57.2
東和苑	433	185	124	0	8	32	21	42.73
木守	196	101	40	42	3	12	4	51.53
老良	72	42	18	18	1	4	1	58.33
遠賀川	324	147	94	1	20	23	9	45.37
新町	402	189	135	0	8	27	19	47.01
旧停	127	67	44	2	5	10	6	52.76
広道渡管	284	126	65	19	7	19	16	44.36
松の本	259	139	101	9	1	19	9	53.67
東町	132	51	34	0	0	10	7	38.64
西町	82	25	17	0	0	4	4	30.49
中央	195	69	46	0	2	13	8	35.38
計	4,408	2,080	1,161	338	96	308	177	47.2
			55.8%	16.3%	4.6%	14.8%	8.5%	

昭和56年度
婦人健康診査結果報告

遠賀町では、昭和53年度から家庭の主婦や自営業等の婦人に対する健康診査を実施してきました。健康な人に対しては、よりよい健康を保持し、肥満・高血圧・貧血等のいわゆる半健康人に対しては、疾病におち入ることを防止し町民の方すべてが健康な生活を送られることを目標に、今年も8月18日から9月13日まで延11日間実施しましたが、集計結果ができましたので報告します。

地区別受診率

表1は地区別受診状況を現わしています。

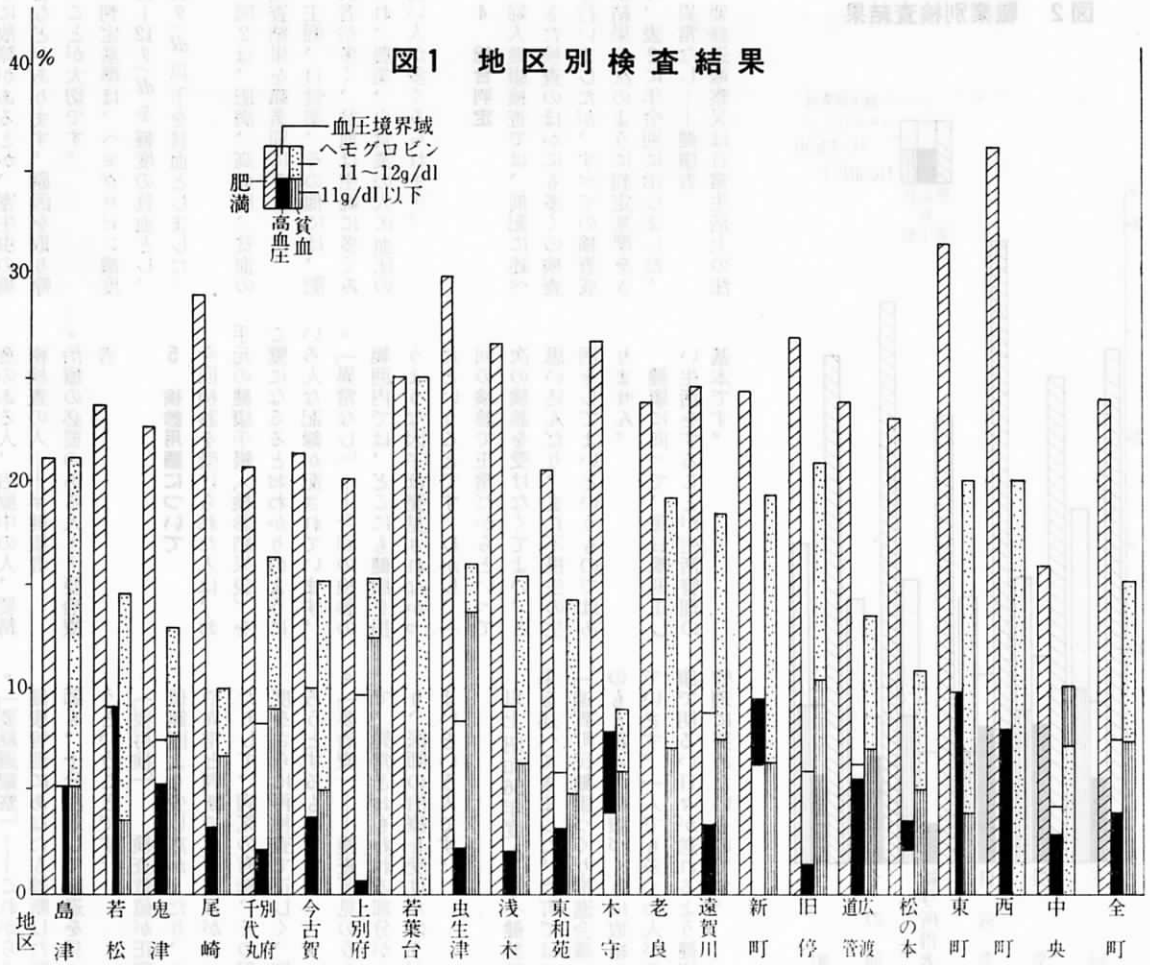
対象者は18歳以上、65歳未満の女性でその数は4,408人、受診率は2,080人、受診率47.2%となっています。受診率の高い地区は上別府、老良、浅木の順となっています。受診率の低い地区は若葉台が一番低いです。対象者数が他地区に比べ著しく少ないため何とも言えません。次いで西町、中央となっています。

健康診断は、健康であることを確認し、さらに健康増進を図るために大切なものです。また病気を抱っていないが気づいていない人や、病気のもとになる異常な状態にある人を早期に見察するために有効な方法です。こういう機会を逃すことなく、一人でも多くの人が受診されることをお勧めします。

表2 年齢別受診率

項目	年令	20才未満	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	計
対象者人数(人)		76	404	461	660	578	552	528	436	405	308	4,408
受診者人数(人)		3	46	153	315	324	298	273	224	237	207	2,080
受診率(%)		3.9	11.4	33.2	47.7	56.1	54.0	51.7	51.4	58.5	67.2	47.2
総合判定	異常なし(人)	1	21	70	144	150	137	126	88	90	61	888
	要精密検査加療中の者(人)	2	24	82	168	173	159	145	136	147	146	1,182
	要治療者(人)	0	1	1	3	1	2	1	0	0	0	9

図1 地区別検査結果



職業別受診者数

受診した人を主婦、農業、自営業、給与所得者、その他(学生、パート等)と、5項目に職業分類し、同じく表1にまとめました。

年令別受診率

表2のように受診状況を年令別に見ると、30歳未満の人の受診率が低いのがわかります。成人病は若いときからの永年の生活様式が影響して、慢性におこってくる病気ですから、常に自分の健康状態を機会あることに知り健康に自信を持ちたいものです。

検診結果

種々の検査を行いました。その中で肥満、高血圧、貧血の検診結果を一括して地区別に図1のようまとめました。

1 肥満について

太っている人は、やせた人より各器に負担が多く、成人病にもなりやすい傾向にあります。特に糖尿病、高血圧、心筋硬塞、痛風、膝の関節炎などが起こりやすくなりますので、太り過ぎと判定された人は、減量に心掛けたいものです。判定は、+10%の範囲を正常+10%以上の人を肥満として集計

2 高血圧について

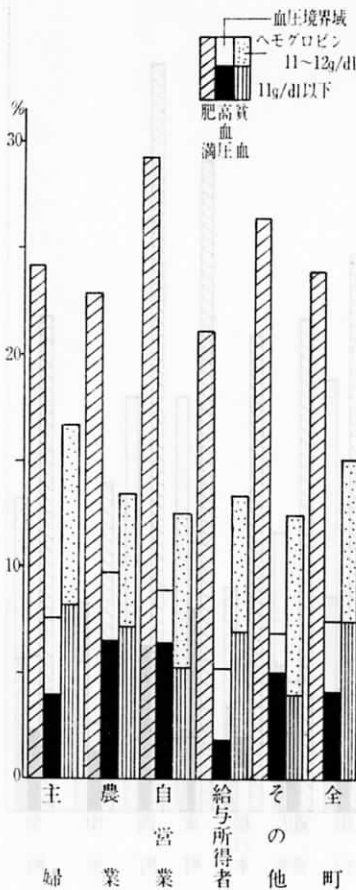
高血圧は、脳卒中や心臓病の引きがねになりますので、正しい血圧管理が必要です。今回一度だけの検診で、血圧が高かったからと神経質になる必要はありません。正しい血圧値は、日を改めて何度も測定したうえで自分の平常の血圧値をつかみたいものです。

3 貧血について

貧血というのは、血液が薄い状態をいうのであって、血が少なくなるものではありません。わたしたちの血液は、量的には体重の1/13の割合で一定していますが、その中に含まれている血色素や、赤血球の濃度の問題が生じてきた場合、貧血といえます。特に妊婦の場合は、妊娠中毒症や、早産、流産などを起こしやすくなります。貧血になると、めまい、耳鳴り、息切れ、疲れやすさ、からだがかたくなるなどの症状がでてきますが、多くは食生活の原因があります。長い間の栄養の片寄りが必要なたんぱく質、鉄分などが不足して起こります。ほかに、造血器官のどこ

(8ページに続く)

図 2 職業別検査結果



4 総合判定
 婦人健康検査では、前記に述べてきた検査のほかにも多くの検査を行いました。すべての検査成績結果を次のように判定基準をきめ、表2に年令別に示しました。
 ・異常なし——健康者
 ・要経過観察又は日常生活上の注

かに故障があるとか、寄生虫の場合などがあります。原因を取り除くことが大切です。
 判定基準は、ヘモグロビン濃度 11~12g/dl を軽度の貧血とし、11g/dl 以下を貧血としました。
 図2は、肥満、高血圧、貧血の検査結果を職業別にみました。
 主婦、自営業、その他には、肥満者が多く、貧血は主婦に多くみられ、農業、自営業の人に血圧の高い人が多くみられます。

一回の検診で正常だからといって次の検診を受けなくてよい、と思いついたり、また不摂生の生活をしてよいというものではありません。
 健康に向って、毎日規則正しい生活を送ることが生活管理の基本です。

5 検診用語について
 今回検診を受けた人は、お手元の健康手帳(検診結果表)をご覧になるとおわかりのようにいろいろな記録が記されています。
 ・「異常なし」——今回の検診の範囲内では、どこにも健康を損うような因子は発見されなかったということです。しかし、一回の検診で正常だからといって

以上昭和56年度の婦人健康検査を述べてきました。当町では、「遠賀町民健康づくり推進会議」のもと種々の健康づくりに取組んでいます。一人でも多くの人が健康で明るい日々が送れるよう健康管理に努めたいものです。

。「要経過観察」——これからの健康管理にあなたも診断した医師も、十分注意して経過を見ようということ。
 ・「要再検」——検査数値が正常値範囲より少し高かったり、やや異常と判断できることがあったりして、病気の有無、その程度をさらに再検査で正しく、知ろうとするものです。
 ・「要治療」——検査所見のうえで、異常とおもわれる部分があり、医師の治療を受けたほうがよいという人です。

新町駐車場月極利用申込みを受け付けます

かねてから計画中の新町駐車場増設工事が56年12月末に完成します。昭和57年1月5日(火)から月極利用申込みの受付と利用契約を行います。利用御希望の方は印鑑を持参し、車両番号を確認の上、役場財務課窓口へおいで下さい。
 一、月極使用料 二千円
 (契約期間は57年3月31日まで)
 二、満車になり次第締切らせていただきます。(73区画)

成人式の案内

成人——晴れて大人の仲間入りをされる20歳のみなさん、法律的にも一人の社会人として、新しいスタートに胸をふくらませていることでしょう。
 遠賀町では、次のとおり記念行事を行いますのでぜひ参加下さい。

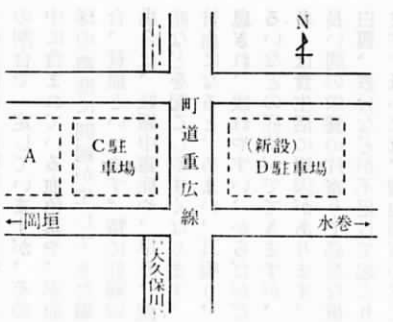
- ▽日時 昭和57年1月15日(金) 10時~12時
- ▽場所 中央公民館2階大ホール
- ▽式典。記念講演
 演題 「人生に処する道」
 講師 篠栗町二の滝寺 桐生 公俊先生
 記念撮影

町営遠賀霊園の永代使用料を改正します

町営遠賀霊園の永代使用料を昭和57年1月1日から下表のとおり改正いたしますのでお知らせします。

種別・区分	型別				
	普通墓地	芝生墓地	自由墓地	石碑	
町内	改正前	55,000	50,000	61,000	63,500
	改正後	62,500	54,000	69,500	71,000
町外	改正前	60,500	55,000	67,500	70,000
	改正後	68,000	59,000	76,000	77,500

※ 単価は1平方メートル当りを示す。



農耕民俗資料館内みてあるき

底井野姥(その2)

姥は群衆のざわめきを静めると共に、やぐらの廻りを、ひろく取りまいて手をたたき、足元をシツカリ踏付けながら「婆さんの天昇り」と大きな声で叫んで廻わるように指示した。

それでも群衆は、なかなかすぐに応じようとしれない。そこで姥は「あんた達は、わしが言うことを聞かんと天に登らんばない」と、櫓の上ですわってしまった。

その一喝に群衆は姥の言う通りに、櫓のまわりを大きく取りまき、「婆さんの天昇り」といいながら廻りだした。姥はおもむろに立ちあがり拍手をうち、おごそかに何やら呪言をとなえだした。

朝から曇り気味の空には、この頃になると一層雲が多くなってきた。群衆は雲行きのはやくなってきた空を仰ぎながら「婆さんの天昇り」をつづけていた。姥は呪言を終るや、群衆を見おろし、その行動をゼスチャーよろしく制止した。

姥は一段と声をハリ上げて、

「今、天の神様にお伺いをたてたら、今日は神様のごきげんが、とっても悪い。その証拠に空は曇っち今日は天に昇ることはナラン、日をかえち〇月〇日に昇れち言いござる。遠いところからも来ちく



底井野姥塚

れちやったが、こんどは間違いのう昇らすチ神様も言いござるき、その日にはぜひとも来チやんなさい」といってサッサと我が家へ引き揚げてしまった。

群衆は呆気にとられ、その場を離れようとしなかったが、仕方なく無表情に三々五々と立去って

(17)

いった。群衆の去った跡は、さしもの芦もきれいに踏みならされていた。夕空を野鴨が数十羽、ねぐらをとられた悲しみのような声を出し飛び去っていった。次の予定日も櫓の位置をかえ再び同じようなことを繰替したという。かくて、芦ヶ鼻の地も美田になつた。

この知恵者の姥も田を見廻り、途中で急死したといい、その墓といひ伝えられていた虫生津の墓塚も昭和39年産炭地域振興事業団による虫生津団地造成工事により消滅してしまつた。

底井野姥については、底井野里謠抄(一七九六、小林信貫編著)を引用したものである。

なお、筑前統風土記(一七九三頃)にも底井野姥ケ墓ありと記されている。

統風土記拾遺(一八三〇頃)には、さらに、塚上に松一株植り云々とある。また、同所にあった庚申塔(宝暦6年11月)は西町旧山の神山に運ばれ、今淋しく昔を語っている。

(古野千年)

年始の用心火の年末

消防団 年末特別警戒

年の瀬いよいよ押し詰まった時あまりの忙しさに、ついつい火の後始末を忘れ、気がついた時はもう手おくれ、一瞬にして生命、財産をなくしてしまします。

このような気のゆるみを、引き締めるために、消防団は年末特別警戒を行います。

▽日時 昭和56年12月26日(土) 12月30日(水) 20時~24時まで

郡内合同出初式の案内

新春をかざる、郡内合同出初式を次のとおり挙ります。

郡内合同出初式は、毎年1月の第2日曜日にカッ町、持ち回りを



今年1月11日出初式にて (広渡小学校)

し、今回は水巻町で行われます。この式典には、分列行進、機関作動、小隊訓練、ポンプ操法等数多くの披露があり、また、各表彰者の伝達式も行われ、この式典に華を添えるべく、祝賀放水が行われます。

▽主催 遠賀郡四カ町消防団

▽日時 昭和57年1月10日(日) 10時~12時

▽場所 水巻南中学校々庭

野犬の毒殺を行います

1月15日から2月15日まで野犬の毒殺期間になっています。毒えさの設置場所には赤旗を立てていますので、現在飼っておられる愛玩動物は、絶対に付近に近づけないで下さい。

直方線のバスが 増便になりました

12月11日から西鉄バス直方線が往復10便増発になりました。また、同日から直方営業所発1便、八幡営業所発2便が、遠賀高校まで登下校時に運行されるようになりました。

元気な赤ちゃん



遠賀川(今古賀114番地の3)

亀崎 雄一くん
(哲雄さんの長男)

昭和56年8月2日生

おじいちゃん、おばあちゃんに可愛がってもらって、元気いっぱい育っています。

強くて、たくましいおこの子に育ってほしいと思っておりますが、少し泣きべそなので心配です。



広渡1748番地の3

小西 義輝くん
(健一(ミヤ子さんの長男)

昭和55年12月28日生

年の瀬に生まれたので、お正月どころではなかった僕も今は、音楽が大好きな我が家のちらかし魔で、家中大荒れです。でも、わんぱくでもいい、元気に育って欲しいと願っています。

保健衛生のページ

乳ガン検診 妊婦相談

▽期日 1月27日(水) 1月5日(火)

▽時間 受付 13時~13時30分 9時30分までにおいで

▽場所 中央公民館(役場横) 下さい。

▽対象者 町内在住の婦人 妊産婦

▽定員 50名 印鑑(母子手帳を受領する人のみ)

▽料金 無料

▽申込み受付 1月5日から保健衛生係の窓口で開始します(電話でも可)

▽内容 産前、産後のすこし方 妊婦体操 母子手帳交付

▽料金 無料

無縁墳墓の改葬

関係者は申し出てください。

◎所在地 愛知県春日井市松河戸

町安賀22390、2

240番地

▽名称 松河戸共同墓地

▽届出先 愛知県春日井市松河戸

町824番地 観音寺

電話0568(81)8882

▽届出期限 昭和56年12月31日

1月分し尿くみ取り予定表

くみ取り日	大型車くみ取り地区	小型車くみ取り地区
4(月)	西町、木守	虫生津、上別府(花園)
5(火)	月2回くみ取り家庭	月2回くみ取り家庭
6(水)	東町、浅木の一部	木守、広渡、松の本
7(木)	虫生津(新屋敷を含む)	若松、尾崎
13(水)	旧停(旧3号線北側)、鬼津、若松	
14(木)	旧停(旧3号線南側)	
16(土)	遠賀川	別府、上別府(高家)、鬼津、千代丸、小鳥掛
18(月)	遠賀川、新町	
19(火)	鬼津(山水荘)、若松、別府(高瀬)	
20(水)	新町	
21(木)	月2回くみ取り家庭	月2回くみ取り家庭
22(金)	新町	
23(土)	新町、広渡(中牟田)	
25(月)	新町(ユニード前通り一部)、別府	
26(火)	別府	
27(水)	今古賀、尾崎	道管、鬼津、若松、松の本
28(木)	上別府、木守、若葉台、堂塔寺	
29(金)	浅木、虫生津	老良、今古賀、島津
30(土)	浅木	浅木、小鳥掛、蟹喰

1月分ゴミ収集予定表

町内全域	もえないゴミ	大型家庭ゴミ
1月13日及び1月27日	空カン、空ビン、ガラス類、陶器類、プラスチック製品、ゴム等	テレビ、冷蔵庫、家具、建具、ふとん、ペット、机、いす、自転車等
		鹿児島本線より北側地区
		鹿児島本線より南側地区
		1月27日(水)
		1月13日(水)

乳児相談

- ▽期日 1月12日(火)
- ▽時間 9時30分～10時30分まで
でおいで下さい。
- ▽場所 役場保健室
- ▽対象者 生後7～12カ月児
- ▽持参品 母子手帳
- ▽内容 体重、身長等の測定
離乳食等の相談
- ▽料金 無料

町賀 飼い犬取締り及び野犬捕獲条例(抜粋)

この条例は、犬による人身、家畜、農作物、その他に対する危害を防止し、もって公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的に制定されています。

- 飼い主は、飼い犬をけい留しておかなければならない。
- 何人も犬を捨ててはならない。
- 飼い犬が人をかんだ時は、飼い主はすみやかに町長に届け出てその指導を受けるとともに、その飼い犬を獣医師に検診させなければならぬ。また、人をかんだ飼い犬の飼い主は、獣医師の鑑定書を町長及び被害者に提出しなければならぬ。

おもちがノドに

つかえたら



お正月はおもちにご注意——。おもちがノドにつか

えて苦しみなかには窒息死する人もいます。多くは七十歳以上のお年寄りですが、おもちを食べるときは十分気をつけるように、注意しましょう。

お正月はたつの上などに腹ばいにさせて、上半身が垂れ下がるようにして、背中の中をポンと勢いよくたたいて、吐き出させます。

▽とれない時は△引き出すこともできず、胃袋にも落ちず、だんだん顔色が悪くなるような場合には、一刻も猶予はなりません。上半身を高めにして寝かせ、近くの医師を呼ぶことです。



▽ゆっくり食べる△おもちが消化がよいのは確かですが、粘り気が強いので、よくかまないで飲み込むのは危険です。お年寄りには、うんとやわらかくするか、小さくして、ゆっくりかんで、食べてもらいましょう。

▽もし、つかえたら△口を大きくあけて、中におもちが見えるときは、指で引っ張り出します。あるいは、こ

おもちといっしょに、入れ歯を飲み込み、入れ歯がノドに引っかかったときも、すぐに医師に連絡しましょう。

▽とり出せたら△楽な姿勢で休ませ、温かいお茶を飲ませたり背中をさすったりして、気分も落ち着かせてあげましょう。

おもちと一緒には、入れ歯を飲み込み、入れ歯がノドに引っかかったときも、すぐに医師に連絡しましょう。

年始飲酒運転の防止

年末から年始にかけて、何かと酒を飲む機会が多く、酒酔い運転や酒気帯び運転による交通事故がふえます。

「あまり酔っていないと思ったので」

「少ししか飲んでいないから」

「ひと休みして酔いがさめたと

思ったから」

——これが、酒酔いおよび酒気帯び運転者の「自己弁護」の主なものですが、自分勝手な甘い判断で、非惨な交通事故が多発しています。

福岡県では、12月11日から来年1月10日までを、「年末・年始の交通安全県民運動」として強力な取り締りを行います。

実験結果から

酒180ml(一合)を飲んだ後の運転実験を行ってみました。

ブレーキの踏み方

踏み遅れがめだつたほか、脚部の動作があらわしく乱暴になり2時間たつてもまだ飲酒前の状態に回復しなかった。

アクセル、クラッチの踏み方

踏み方が粗暴になり、急発進、



エンスト、変速チェンジなどの運転の的確性を欠いていた。

スピード

スピードの出し過ぎがめだち、通行区分を無視したり、方向指示器の出し忘れが多くなり、全般的に注意力が散漫になった。

以上の実験結果からもおわかりのように、「ちよつと一杯」のほろ酔い時でも事故に結びつく可能性が大いなので、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の原則は絶対に守るようにならねばなりません。

◇ 飲酒運転することを承知しながら酒類を提供し、または飲酒をすすめますと、その人も罪に問われます。

◇ 「乗るなら飲まずな」もぜひ守りましょう。

飲んだら乗るな！ 乗るなら飲むな！
——飲酒運転を追放しましょう——

1月上旬の遠賀町主要行事

前号にもお知らせしましたように、以前各種団体の委員・役員会のうち、月例定例会議には、濃い文字（ゴシック体）を使用していましたが、今後は、町民全員に対しての行事内容に使用いたします。

なお、今後も月例定例会議には別途本人宛会議通知状は出しませんので、見落しがないよう特に御注意下さい。

日	曜	行事内容	時間	実施会場	担当課名	目的及び主な対象等	備考
5	火	妊婦相談	9:30~	役場保健室	住民課	妊産婦	詳細は10ページ
		乳ガン検診受付開始		役場保健室 衛生窓口	住民課	検診は1月27日に行います	詳細は10ページ
10	日	昭和57年郡内合同出初式	10:00~12:00	水巻町 南中学校	庶務課	郡内各町消防団 遠賀郡消防署	詳細は9ページ
12	火	乳児相談	9:30~10:30	役場保健室	住民課	生後7~12カ月児	詳細は11ページ
⑮	金	遠賀町成人式	10:00~12:00	中央公民館 2階大ホール	社会教育課		詳細は8ページ
1/15 2/15		野犬薬殺		町内一円	住民課	毒えさに近づかないで下さい。 赤旗をたてます。	詳細は9ページ
18	月	定例区長会議	13:30~	役場 第2会議室	庶務課	各地区々長	

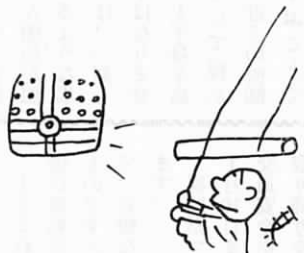
歳時記 除夜の鐘

12月は、陰暦で「師走」とよばれていましたが、また別の名を「除月（じよげつ）」ともいいました。

12月が「除月」で、31日つまり大晦日が「除日（じよじつ）」その夜が「除夜」というわけで、百八つの鐘で知られる「除夜の鐘」の名称も、ここに由来します。

ところで、百八つの鐘をつき鳴らすのに一時間から一時間半かかるそうです。が、いくつ目ぐらいて年が明けると、ご存じですか。昔は、百七つを年内につき、残りの一つを新年につくならわしだったそうですが、今では、午前零時つまり新年の合図に最初の一つを、年が明けてから残り百七つをつくお寺が多いようです。

どうして、このように変わってきたのでしょうか。あるお寺では、その辺の事情について、こんな話をしていま



す。

「ゴーンと尾を引くような余韻が消えてから次をつきますし、信者の方が入り代わり立ち代わり鐘をつかれるので時間は正確に測れません。百八つめをピタリ午前零時に合わせるのには、たいへんむずかしい。昔は多少時間がずれても、さほど差しかえなかつたでしょうが、今はラジオやテレビの時報を告げる鐘の音が不正確では、みなさんに申し訳ないですからね」

除夜の鐘も時代の流れには勝てず、といったところですよ。そういえば、この夜に食べる「年越しそば」のそば粉はもちろんな、タレに使うしょうゆの材料である大豆も、いまではほとんど輸入品とか。

除夜の鐘、年越しそばといった年の瀬の風物詩も世につれて変わってきていますが、何はともあれ、1982年がよい年でありますように祈りたいものです。

本号に「遠賀町双六マップ」を折り込んでいます。

最近の人口増とともに、「町内の地区や建物等の名称、所在地がわからない」という声が多く聞かれるようになってきました。

では、単なる地図でなく、家族みんなでたのしく知ることができ、こたつに入ることの多い時期柄、双六を入れてということで「遠賀町双六マップ」の編集を進めてきました。

お正月は、たのしい会話をしながらこの地図でおたのしみ下さい

………編集後記………

この12月25日号で昭和56年発行の広報「おんが」も最後となりました。

今年も、「一人でも多くの町民の顔、声を載せる」をモットーとして、3月から元気な赤ちゃんをスタートさせ、表紙もできる限り多くの人が明るい表情で写っているものを、と編集してきました。

来年は、今年以上に親しまれる広報になるよう努力いたします。今後このような企画がほしい、こういうシリーズを増やしては、等々の御意見、御要望をお待ちしています。

では、よいお年をお迎え下さい

△編集部一同▽